

宜野湾市告示第 81 号

宜野湾市認知症高齢者等おかえり支援ネットワーク事業実施要綱を次のように定める。

平成 28 年 8 月 1 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳

宜野湾市認知症高齢者等おかえり支援ネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、認知症等により道迷いのおそれのある者が行方不明になった場合、関係機関及び地域の協力を得て早期発見及び保護が行われるよう、支援体制の構築、認知症高齢者等の見守り及びその家族の負担の軽減を目的として認知症高齢者等おかえり支援ネットワーク事業（以下「おかえり支援ネットワーク事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 おかえり支援ネットワーク事業の対象者は、宜野湾市（以下「市」という。）に居住している次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第 5 条に規定する事前登録をした者
- (2) おおむね 65 歳以上の道迷いのおそれがある認知症高齢者等
- (3) その他市長が必要と認めた者

(業務内容)

第 3 条 おかえり支援ネットワーク事業の業務内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 道迷いのおそれがある認知症高齢者等の把握に関すること。
- (2) 第 5 条に規定する事前登録及び第 6 条に規定する協力機関の認定に関すること。
- (3) 認知症高齢者等の行方不明事案の搜索、第 6 条に規定する協力機関等による緊急連絡体制及び支援の構築に関すること。
- (4) 身元不明者（認知症等の疑いを含む。）の保護に関すること。
- (5) 認知症高齢者等及びその家族等への支援並びに事業の普及啓発活動に関すること。

(おかえり支援ネットワークの設置等)

第 4 条 市長は、認知症等により道迷いのおそれのある者の見守り支援を円滑に実施するため、宜野湾市認知症高齢者等おかえり支援ネットワーク（以下

- 「宜野湾市おかえり支援ネットワーク」という。)を設置する。
- 2 宜野湾市おかえり支援ネットワークは、関係機関及び協力機関から構成するものとする。
 - 3 前項の関係機関は、次のとおりとする。
 - (1) 宜野湾警察署
 - (2) 地域包括支援センター
 - (3) 宜野湾市社会福祉協議会
 - (4) 沖縄県介護支援専門員協会宜野湾支部
 - 4 市長は、宜野湾市おかえり支援ネットワークの連携を図るため、必要に応じて会議を開催するものとする。

(事前登録)

第5条 おかえり支援ネットワーク事業を利用する者又はその家族等は、おかえり支援ネットワーク事業事前登録届出書(様式第1号)及びおかえり支援ネットワーク事業事前登録票(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する事前登録は、市及び地域の相談窓口として市内に設置されている地域包括支援センターを経由して行うことができる。
- 3 第1項の規定により登録した者(以下「事前登録者」という。)の情報は、宜野湾警察署及び地域包括支援センターで共有するものとする。
- 4 事前登録者は、第1項の登録事項に変更が生じた場合又は登録を取り消す場合は、おかえり支援ネットワーク事業事前登録変更・取消届出書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出がなされたときは、必要に応じて宜野湾警察署及び地域包括支援センターにその旨を連絡するものとする。

(協力機関)

第6条 市長は、宜野湾市おかえり支援ネットワークを構築するため、趣旨に賛同する事業所及び団体等(以下「協力機関」という。)に対し協力機関として認定を行うものとする。

- 2 協力機関は、通常業務の範囲内において道迷いのおそれのある高齢者等を発見し、又は保護したときは、宜野湾警察署に連絡を行うものとする。
- 3 協力機関は、宜野湾市おかえり支援ネットワークが実施する訓練、研修会等の事業に協力するよう努めるものとする。

(搜索依頼)

第7条 市長は、家族等及び宜野湾警察署から行方不明の搜索活動の要請等があった場合は、おかえり支援ネットワーク事業支援協力依頼書(様式第4号)により、関係機関及び協力機関に伝達するものとする。

2 市長は、行方不明となった者が発見された場合は、家族等、関係機関及び協力機関に伝達するものとする。

(個人情報取扱い)

第8条 個人情報は、宜野湾市個人情報保護条例(平成13年宜野湾市条例第17号)に基づき慎重に取り扱うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。